

情報セキュリティ大学院大学申立対処委員会規程

(設置)

第1条 情報セキュリティ大学院大学に、教育研究活動全般における何らかの不正行為等に関する申立（以下「申立」という。）に対処するため、情報セキュリティ大学院大学申立対処委員会（以下「申立対処委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 申立対処委員会は、申立に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 申立に対する調査。
- (2) 申立に対する調査結果に基づく処置案の作成。
- (3) その他。

(組織)

第3条 申立対処委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 研究科から選出された教員 若干名
- (3) 大学院事務局から選出された職員 1名

2 前項の委員は当該申立に関係しない者とする。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第2号および第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 申立対処委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は、申立対処委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、若しくは委員長が当該申立に関係している場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第6条 申立対処委員会は、委員の3分の2の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(対処の手続き)

第7条 申立対処委員会は、申立が発生すると、その内容を検討して対処案を作成し、それを、学長に報告する。

2 前項の検討の結果、必要がある場合には調査委員会を設置して調査を行う。

3 申立対処委員会は、調査委員会による調査結果について、被申立人に対し、異議を申し立てる機会を与える。

(対処処置の決定)

第8条 学長は、申立対処委員会の報告に基づいて申立に対する処置を決定し、関係者に通

知する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第10条 申立対処委員会は必要に応じて調査委員会を設けることができる。

2 調査委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科から選出された教員 1名
- (2) 大学院事務局から選出された職員 1名
- (3) 信頼すべき第三者 若干名

3 前項の委員は当該申立に関係しない者とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、申立対処委員会の運営に関し必要な事項は、申立対処委員会の議に基づき、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。